



平成13年分の 所得税と消費税の確定申告を!

税務署からお知らせ

申告所得税・贈与税の申告受け付け

2月16日(土)～3月15日(金)

(ただし、税務署窓口での受け付けは2月18日(月)からとなります)

個人事業者の消費税の申告期限

4月1日(月)まで

所得税の確定申告書が新しくなりました

所得税の確定申告書が記載欄も大きく見やすくなりました。申告書は、直接機械で読みとりますので、折り曲げたり汚したりせず、マスキに丁寧に記載してください。

申告書は自分で作成し、早期提出を

申告書が新しくなったことともない、「確定申告の手引き」などを参考に、申告書などはご自分で記載し、できるだけ郵送による提出をお願いします。

所得税の還付申告書は2月16日前でも受け付けています

納税は便利で安心な口座振替のご利用を!

手続きは簡単! 申告の際にお尋ねください。

例年、申告期限間近になると、相談会場はたいへん混みます。長時間お待たせすることになりかねませんので、申告はお早めに窓口が郵送をお願いします。

なお、申告書の提出や納税が期限を過ぎると、加算税や延滞税などの附滞税がかかる場合がありますので、申告と納税は必ず期限内をお願いします。

問い合わせ 秋田南税務署 ☎(833)5264秋
田北税務署 ☎(845)1753

確定申告のご相談は **申告センター** へどうぞ

3月15日(金)まで(土・日・祝日を除く)
午前9時～正午、午後1時～4時

中通六丁目の秋田県労働会館「イヤタカ」東側)
(昨年と会場が違いますのでご注意ください)

税金の還付を受けるために申告するかた
所得税(譲渡所得を含む)・消費税の申告が必要なかた
贈与税の申告が必要なかた

申告センターには駐車場がありませんので最寄りの交通機関をご利用ください。

秋田南税務署では完成した申告書の受け付けと用紙の交付を行いますので、相談のかたは申告センターへどうぞ。

問い合わせ 秋田南税務署 ☎(833)5264

税の申告 Q & A

私は申告が必要ですか?

Q 私の収入は公的年金だけしかないのですが、申告は必要ですか?

A. 公的年金等については、支払者から年金の支払金額が報告されていますので、市民税・県民税の申告は課税されるかた、非課税のかたを問わず**必要ありません**。ただし、社会保険料控除や扶養控除などの所得控除を申告すれば、節税になる場合があります。

なお、65歳以上で収入が公的年金等だけのかたは、年収266万6,666円以下の場合には非課税ですので、市民税・県民税の申告は必要ありません。

また、公的年金から差し引かれた平成13年分の所得税額が実際の税額よりも多かった場合は、税務署で確定申告をすると、その差額が戻ります。

Q 昨年会社を退職。今は収入がないのですが...

A. 昨年中に退職したかたのうち、勤務先で年末調整をしなかったかたは、個人で市民税・県民税の申告が**必要です**。また、給与から差し引かれていた平成13年分の所得税額が、実際の税額よりも多かった場合は、税務署で確定申告をすると、その差額が戻ります。

Q 給与のほかに、生命保険契約などに基づく年金などの収入があるのですが...

A. 給与以外に年金、不動産、事業、農業、原稿料や株式の配当金などがあつたかたは、申告が**必要となる場合があります**。給与以外の所得が20万円以下のかたは市民税・県民税の申告を、20万円を超えるかたは税務署で確定申告をしてください。

また、生命保険等の契約を解約した場合や満期を迎えた場合についても同様です。

税に関する証明書...

申告がないと交付できません!

「所得証明書」や「非課税証明書」などの税に関する証明書は、官庁や金融機関などでの各種手続きの際に必要な場合があります。

税に関する証明書は次のかた以外は申告がないと交付できませんのでご注意ください。

勤務先から秋田市へ「給与支払報告書」が提出されているかた

年金支払者から秋田市へ「公的年金等支払報告書」が提出されているかた

市民税・県民税申告を済ませているかた

問い合わせ 市民税課庶務担当
☎(866)2054 FAX(866)2411